総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会(第12回)

議事録

- 1. 日時: 平成15年5月9日(金)14:00~16:00
- 2. 場所:中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室
- 3. 出席者:

細田博之科学技術政策担当大臣

【委員】阿部博之会長、井村裕夫議員、大山昌伸議員、薬師寺泰蔵議員、

吉川弘之議員、相澤英孝委員、荒井寿光委員、新井賢一委員、浮川和宣委員、 江崎正啓委員、齊藤博委員、竹田稔委員、田中信義委員、中島淳委員、 野間口有委員、山本貴史委員

【総務省】金谷学 通信規格課長

【経済産業省】辻義信 標準課長

【特許庁】森川幸俊 技術調査課企画班長

【公正取引委員会】佐味祐介経済調査課長

【事務局】大熊政策統括官、扇谷参事官

4. 議題:

- 研究開発・標準と特許等について
- 5. 議事要旨

〇会長

お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございました。今回は、新年度になって2回目ということです。御案内のように、特許と標準化というのは、知的財産戦略の言わば両面に当たり、本日はその続きの御議論をいただくとともに、大学の知的財産関連についても御報告をさせていただきたいと思います。

細田大臣にお忙しいところおいでいただいております。前回、私が代わりにメッセージをお伝えいたしましたが、今日は御本人に是非ごあいさついただければと思います。

〇大臣

皆さん、本日はありがとうございます。

前回は、ちょうど個人情報保護法の審議がたけなわで、実に衆議院だけで 40 時間の審議がありそういったわけで失礼いたしました。今日からは参議院の審議が始まりました。世の中で、いろ

んな不祥事が出ておりますのでなるべく早く上げて、対応しなければならないと思います。

これは知財とちょっと関係すると思いますが、刑法上御存じのように財物を盗むと窃盗罪ということになっております。明治の時代に電気を盗む人が出まして、電気というのは財物じゃなく全く無形のものでエネルギーであるということで、判例上無罪になり、これは刑法を改正しなければいけないということで、電気は財物とみなすというみなし規定が入ったわけです。

ところが、今の法制度では、コンピュータ内に入っている情報、個人情報等を勝手に持ち出したときには、そこにあるCD-ROMを使って持ち出すと、これはこのCD-ROMを盗んだということになり、窃盗罪に当たります。しかし情報のみを持ち去る行為は、横領にも背任にもならないのが現在の刑法でございます。

しかし、そういう個人の情報を保護しようということから、個人の請求権を認めたり、余りひどいものは勧告・命令できるようにするのが個人情報保護法ですが、私は本当は知的財産権そのものについてで、まずは刑法で窃盗罪も横領罪も背任罪もありにしてもらわないと困ると考えております。

知財に関しましては、知的財産基本法が通り、知的財産戦略本部が、3月から始まり、4月 18日には第2回の本部会合があり、特許戦略、標準戦略と併せて、研究開発を事業化に結び付けることや大学における知的財産体制の整備強化について審議が行われました。ただ、知的財産戦略本部というのは手足がありませんので、事務局長である荒井委員がおられますが、この専門調査会において、より専門的な御議論をいただき、その結論の中から知的財産戦略本部の今後の政策、知的財産推進計画の策定に反映させていただくということで、皆様方にお願いしているところです。よろしくお願いします。

〇会長

ありがとうございました。前回、大臣におかれましては個人情報で御苦労されているという御報告は申しましたが、知財に関しても御奮闘いただいているということは御説明しませんでしたので、よくわかりました。

それでは、早速ですが資料確認ということを事務局からお願いします。

〇事務局

(資料の確認)

〇会長

ありがとうございました。本日は、事務局からの説明と、関係府省における取り組み状況等につ

いて、これは続きになりますが、この説明をちょうだいする予定であります。

全体が関係しますので、とりあえず説明を一通りお願いしてから御議論をお願いするという段取りで進めさせていただきたいと思います。

まず事務局から、研究開発・標準と特許等について資料の説明をお願いします。

〇事務局

(資料1に沿って説明)

〇会長

ありがとうございました。

それでは、引き続き、本日は公正取引委員会においでをいただいておりますので、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇公正取引委員会

(資料2に沿って説明)

〇会長

ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただいた一連の報告、具体的には資料1-1と資料1-2は事務局で作成したものであり、資料2は公正取引委員会で作成したものですが、どの点でも結構ですので、御意見・御質問をいただければと思います。

最初に、私から細かいことで恐縮ですが、これは知的財産戦略推進事務局長である荒井委員にお聞きするのがいいのか、事務局にお聞きするのがいいかわかりませんが、標準化というのは知的財産権ということからは別だと理解してもいいのかもしれませんが、知的財産戦略といいますと標準化も入れてもいいのではないかという感じもします。その辺の言葉を共通理解していきたいと思います。

〇委員

今、御指摘の点は非常に大事な点だと思います。それで、知的財産戦略本部の会議において も、本部員の方から、今後非常にいろんな研究開発をして、特許とか知的財産を取った後、標準 化にどのようにつなげていくかが国家の戦略として大事だという御指摘をいただいておりますので、 知的財産戦略の中においても取り上げていくのが適当ではないかと思っております。

そうしますと、例えば資料1-2、事務局が作成した具体的なことですが、一番上の「〇の研究開発、知的財産権取得、標準化」というのは、これは3つ並んでいてよいかと思いますが、小さいポツが3つありまして、その3つ目のところの標準化戦略と知的財産戦略というのは、標準化戦略も知的財産戦略の中に入れた方がよろしいですか。言葉の問題で、知的財産権と言ってしまうと狭くなると思いますが。

〇委員

そうですね。その点、ちょっと今の段階でここではっきり申し上げられないのは、それぞれ具体的にどんな意味を持ってやるかということだと思います。具体的な内容がはっきりした段階で、入れることが可能なものはできるだけ入れていきたいというふうに思っております。

〇会長

それでは、その辺引き続き知的財産戦略推進事務局の方でも、こちらの事務局と御相談していただければと思います。ありがとうございました。

それでは、いろいろ御意見・御質問を賜りたいと思います。

〇委員

今回、取り上げていただいた標準化は非常に重要な事項だと思います。知的財産活動の成果が、標準化という視点を入れることによってはっきり出やすくなるということで、私どもは標準化の重要性を主張させていただいています。今のお二人のやり取りにも関係しますが、資料1-2の〇の2番目に、国内規格の審議の迅速化の項目がありますが、知的財産活動による競争力強化という点に関しましては、標準化活動と知的財産活動のすべてが全くオーバーラップするものではないと思います。国内規格、あるいは国際規格をつくるという活動は、知的財産から少し離れたところでも重要な活動をしておられるのではないかと、経済産業省始め他省庁のこの前のお話を聞きました。

従って、知的財産権活動の中で標準化が重要だということを位置づけるためにも、ここでは、規格づくりに関係する知的財産権活動という意味でとらえていただいた方が良いのではないかと思います。集合論的に範囲・位置関係をはっきりさせた表現にすることが重要だと考えます。

すべて標準化につながらなければ、知的財産権活動にあらずという誤解を生んでしまうと、かえってまずいのではないかという気もしますので、是非その点も考慮していただきたいと思います。

ありがとうございました。委員の御提案は、知的財産戦略というのをかなり包括的にとらえているという立場に立っておられると理解してよろしいですね。

〇委員

はい。

〇会長

では、荒井委員、その点も踏まえていただければと思います。

〇委員

はい。

〇会長

ほかに、どうぞ。

〇委員

資料1-2の「具体的施策の方向性」についてですが、ここで書かれているように、標準化の意義とその促進の必要性というのは、このとおりだと思います。

ただ、私は前回のこの会議でも申し上げましたように、標準の問題には今日のお話に出てきました独禁法の問題、あるいは特許法の裁定実施権の問題等が絡んできます。具体的な施策の方向性自体は、基本的には異論はないわけですが、御説明いただいたような独禁法の問題などがおきる恐れも出てくるわけです。施策を具体的に提示する場合に、どういう配慮をしていかなければならないかということも併せて書き込まないと、そういう問題に直面してしまうということがあると思います。その点について触れる必要があるのではないかと思います。

事務局の方にも併せて伺いたいわけですが。

〇事務局

御指摘の点は全くごもっともで、私どもとしては、資料1-2の2ページ目の標準化に関するルールの明確化というところで、先ほどの独禁法の問題等については、できるだけ事前にルールをつくっていただき、交通整理をあらかじめできる範囲までにしておきましょうと考えています。それから、でき上がった後については、そういう事前相談制度という整備をしていく、そういった形で対策を、

そこの部分で講じていけばというふうに今のところ整理をしているところです。御指摘の点でまだ不十分だということでしたら御意見をいただき、それを踏まえて更に検討を深めていきたいというふうに考えております。

〇会長

ありがとうございました。そういう、押せ押せだけで何も問題がないように誤解されないように注意をする必要はあろうかと思います。

〇委員

2点ございまして、1つはフォーラム規格の御説明がありましたが、将来の構想としてこれに軸足を置いていくのかどうかということです。つまりフォーラム規格の方にどちらかと言えば軸足を置かれるのかどうか。これが1点です。

もう一つは、フォーラム規格と競争政策ですが、この御説明の中にはフォーラムの形成が先行し、フォーラム外の事業者はどう扱われるのか、こういう点に焦点があったようにお伺いしたところです。

ところが、また逆の場合どうかということでお伺いしたいと思います。先行する、優れた技術を開発したA社、先行者がおります。これが技術を開発し実用化したとすると、市場でかなりの評価を得るわけです。ここで後発組と言いましょうか、後発の同業他社が今度は別のグループとフォーラムをつくり、別の技術について標準化を進めていくとします。これはグループが共同開発をするということではないわけで、事前に先行メーカーの規格と異なるものを標準とするというケースが考えられます。こういう場合の扱いは、今日御説明の中にもあったかもしれませんが、フォーラムが先行するのではなく、フォーラムが後からつくられる場合どう判断していくのかについての質問です。

〇会長

事務局でわかる範囲で結構ですが。

〇事務局

規格づくりのところで、フォーラムに軸足を置くのかどうかという1点目の御質問ですが、これは 経済産業省の方に後で補足していただきたいと思いますが、デジュール標準のところへ持って行った方がいいのか、あるいはフォーラム規格で進めた方がいいのか、これはそれぞれの標準をつくっていきたいという企業の方々が、それぞれ自分たちの一番いいやり方を選んでいくものであろうかと思います。それを国がどっちの方向に持って行きなさいよというような話ではなくて、それぞれ の動きがスムーズに進められるような環境整備を我々はしていくべきだというふうに考えているところでございます。

それから、先行者がいい特許を取って、2番手グループというか、その辺りができるだけ元のものを使わないで、別の技術で一緒にやっていきましょうということですが、いい技術開発を競争して進めていくというのは、非常に重要なことですので、先行するのに対して対抗する研究開発をどんどん進めていくというのは、それはそれで十分立派なことだと思います。

そのことの中で、先行するところが必ずしも標準でリーダーシップを取っていくべきかというのは別の議論になりますので、どういった標準をつくっていくのか、そのときに先行する技術が標準化すべき技術として対象になるかどうかというのは、それぞれの場で進めていくべきですし、それがある特定の意図を持って、Aという会社を排除しようという動きがあれば、それは公取の方で御指摘いただいたような、不当な扱いの部分になってくると思います。

そういったことも含めまして、事前にある程度のルールを明確にしていく、今の段階で十分かど うかわかりませんが、足りなければそういうところの明確化をしていくということも必要ではないかと いうふうに思っています。

補足がございましたら、お願いします。

〇委員

大体わかりましたが、いい意味で競争し合うというのは非常にいいことですが、底辺にはかなり どろっとした部分もあろうかと思います。例えば、先行者がハードを開発して売り出し、ソフトも扱っている会社だとすると、他社はそこではじっとそれに対応するソフトを出さないわけです。ですから、日干しになるわけです。別途、別の標準をつくっていくと、こういう生臭いこともあり得るのではないかと、想定でございますけれども。

〇会長

わかりました。経済産業省、ちょっとよろしいですか。

〇経済産業省

1点目の点につきまして、簡単に補足をさせていただきたいと思います。まず、基本的な考え方というのは、事務局から先ほどお答えがありましたように、これまでデジュール中心で我々は政策展開してまいりましたが、フォーラム規格というのがデジュールに非常に近い体制でつくられているというふうなことですので、これも政策の対象としようと決めました。

それを実際に進めていこうとしますと、法的な独禁法との関係とかが出てきますので、そういっ

た制度をしっかりと構築をして、それで政策として使えるようにしたいということで、どちらに軸足ということではなくて、企業の方々がどちらでも選べるようにするということを考えております。 総務省でも同じような報告を出していただいているというふうに、認識しております。

〇会長

ありがとうございました。

〇委員

今の資料1-1の議論ですが、いささか議論を簡単にするために、単純化しすぎているきらいがあるのではないかと思います。つまり標準化というのがすべての技術分野で妥当するわけでもないだろうし、妥当するところと妥当しないところがあると思います。またデファクトからデジュールに移ってきたというのも、それはあるところではそうだろうし、あるところではそうでないだろうし、ちょっと議論を単純化、こういう形で出すとちょっと議論が単純化されているんではないかという印象を若干受けました。

それで、知的財産との関わりも、標準化そのものと知的財産というのがぴったり合うわけではなくて、知的財産の保護と標準化されますと、その標準化技術の知的財産と標準化周りの知的財産と2つあるわけですね。これが従来の諸外国の標準化戦略と知的財産戦略との絡み合いの中で、非常にうまく使っているところがあるので、こういう点もよく見ていかなければいけないのだろうというのが、議論の筋だろうというふうに思います。そこの点はそういう標準そのものの問題と知的財産の問題というのは、ちょっと区別していただいた方がいい。

それから、あと最後のアジア諸国との連携の強化というのがありますが、何かこれだけ出てくるとやはり唐突で、従来、前回もちょっと申し上げましたが、やはり標準化の策定の中で、なぜ日本が遅れを取ってきたのかということになると、やはり企業の努力の面もあるし、それから外交努力の面もあるし、総体として国際的な取引が十分でなかったというところにあるのではないかと思います。その中で言うと、アジア諸国を巻き込むことも大事でしょうし、そのほかに国際的な取り組みを重視していくということがあって、その中であった方が議論の進め方としていいのではないかと思います。

ただ、国際化、国際化というと、さっきの独占禁止法の関係でいきますと、国際化すると実は日本の公取だけのノーアクションでは済まないわけです。アメリカの標準に関わるものであれば、日本の公取がノーアクションレターを出しても、アメリカの司法省やFTCがやるかどうかということは別問題ですので、そこのところは書き方とか、そういうことに、つまり国際化すればするほど問題もありますので、私は別にここでアメリカのFTCや司法省ときちっとやるべきだということを書けという

わけではなくて、書き方のところで、国際化すればそういう国内の問題だけではなくなるということも 踏まえて、ちょっと御注意いただければと思います。

〇会長

ありがとうございました。

〇事務局

御指摘の点はごもっともだと思いますし、すべての分野において標準化の方にいきなさいという 誤解を与えましたら、非常に失礼をいたしました。ただ、申し上げたいことは、今まで余りにも標準 化に対して意識が低かったのではないかということで、そういうことで重要性を十分理解していただ きたいということで、そちらに若干力が入り過ぎたのかもしれません。とりまとめていく場合には、そ の辺の配慮をしていきたいと思っております。

それから、標準化そのものの問題と知的財産との関係の問題との区別につきましても、明確になるような形にしていきたいというふうに思っております。御指摘の点は十分踏まえて、とりまとめペーパーにさせていただきたいと思います。

〇会長

大山議員、お願いします。

〇委員

委員から御指摘のあった点に関係すると思いますが、私の認識としてこの標準化戦略や、知財権戦略はともに両戦略とも経済活動に直結する為、国際力学上常にポリティカルな要素が絡んでくることを念頭におかないと、実運用上はかなり問題を内在する形になると思います。そういう意味での政府の役割についても、各先生方から御意見をいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇会長

ありがとうございました。

〇委員

今、委員が御指摘されたことと同じような内容になるかと思いますが、確かに資料1-1は余りにもきれいにまとまり過ぎ、単純化されているために、意を尽くしてないところがあるのではないかと

思います。例えば国際標準化を国全体としてバックアップして、きちんとした形で標準化を推進することは非常に大事な視点だと思います。当然のことながら色々な技術の集積として、一つの標準が策定されますから、その中に知的財産がたくさん存在します。では、その知的財産をどういうふうに扱っていくのかを考えると、確かにパテントプール制ですとか、色々なルールが今採用されていますけれども、必ずしもそれがきちっとした形で運用されているわけではありません。

それから、国際標準団体等においても、妥当・非差別の宣言をするという形になっていますが、ではだれが妥当だと判断するのか。それから現実的に今、私ども企業ではJPEG等でいろいろな問題を抱えておりますけれども、このような紛争が起こったときにどうするのかとか、やはりこの国際標準と知的財産についてそれぞれの問題点、論点を明確に分けて是非明示するようにした方がよいのではないかと思います。

〇会長

ありがとうございました。非常に貴重な御意見をいただきました。

〇委員

別件でよろしいですか、資料1-2の2ページの「〇標準化に関連するルールの明確化による環境の整備」の関係で、公正取引委員会の方にお伺いしたいのですが、このルールの整備に関する国際的な調和が図られるよう、各国の当局間での十分な連携を図るとありますが、現在現実にはこういう標準の問題について、例えば日本とアメリカとヨーロッパだと、どのぐらい違っている、あるいは、どういう点が違っているか、その点を御説明いただきたいと思います。

〇公正取引委員会

必ずしも今、子細にお答えできるほど各国間の制度比較なり協力というところが進んでいないのが実態ですが、少なくとも事実上の標準を知的財産権なりの形で持って、それに対するアクセスをどういうふうに扱うかというところについては、それぞれの国がちょっとずつ違うアプローチです。そういった事実上の独占的な、言うなれば道具立て、ボトルネックであり、あるいはエッセンシャルファシリティーという言い方もあるかと思いますが、そういったものを行使する、その行使の仕方について競争政策上、いわゆるそういった独占力を持っている人についてのみ規制を行うような、いわゆる非対照的な規制というものをどういうふうに取り込むかというのが、割と今日的な課題になっていることは事実です。

ヨーロッパの場合は、まさにそこは市場支配的な地位というものをもって事業者を認定して、その地位の濫用行為をどう規制するかというような仕組みに入っておりますし、アメリカの場合はい

わゆる私的独占というものの延長線上で、ある程度技術標準なり何なりで力を持った人が特定の 行為をした場合には、ものの見方を少し厳しくするというような判例があろうかと思います。

日本の場合は、まさに先ほど御説明しましたように、それぞれの行為がいわゆる私的独占、あるいは取引方法に該当し違法となるかどうかというところで判断を積み重ねていこうというアプローチで、少しずつ違いますが、問題意識としてはそういった今日的な問題を、それぞれの競争法の中で処理をしていくということは非常に新しい課題になっております。

ただ、双方で、例えばこれは技術標準の問題に限りませんけれども、国際的な、いわゆるカルテルと呼ばれるような行為とか、そういったものと同様に、制度の中でエンフォースメントをどういうふうに協調を取っていくかというところについては、特にこの標準化の問題についてそれほど議論の進展があるという状況にはまだ至っていません。

〇会長

今のことに若干関係するかもしれませんが、私もちょっと教えていただきたいのは、「今後の取組み」という、16ページに事前相談制度の活用というのがありまして、先ほど1つ、2つ事例について御紹介をいただきましたが、日本はなかなか事前相談が活発でないというようなことも聞いたことがあります。その辺は最近は変わってきていると理解してよろしいでしょうか。

〇公正取引委員会

ある意味御指摘のとおりです。これは私どものPRもまだ十分足りてない部分もあろうかと思いますが、ただ私どもにはまさにこういった取引に関わる新しい取引形態なり共同行為的なことについて、これが独禁法との関係でどうなるのかということを相談するための専門のセクション、相談指導室というセクションを置いております。代表電話に御連絡いただければ、そういった内容の御相談であれば、直ちにその相談指導室の方で丁寧に対応させていただきます。いわゆるノーアクションレターで文書回答ということも、先ほど申し上げたように実施をしてきているということで、利用は少しずつ広がっていると思います。

〇会長

委員、とりあえずよろしいですか。

〇委員

はい。

それでは、ほかの委員、どうぞ。

〇委員

この資料1-2の方向性は非常によくまとめられているとは思いますが、具体的にだれが何をすればいいのかというふうなところまでは、この調査会の性格にもよると思いますがそれではこういうまとめをして、一体次のアクションでどういうふうなことになって、いつごろまでにどうなるのかというふうなこと、それはどうなのでしょうか。次回におまとめになるということで、次回までにはそういったものが出てくるというふうなことの性格なものでしょうか。

〇会長

後ほどちょっと申し上げようと思っていましたが、実は総理の下の知的財産戦略本部の会合が 21 日にありまして、そこで最終決定するとかそういうことではありませんが、その前にいろいろ本専 門調査会で御意見を伺っておきたいというのが、私の当面の目的です。まとめにつきましては、事 務局の方でこれからの予定をついでに説明していただけますか。

〇事務局

本日御議論いただいた内容を踏まえまして、とりまとめの案を次回の調査会で出させていただき、それをもう一度御審議いただくということに、今、標準については考えております。

次回は、もう一つのテーマでございます、大学についての御議論、本日課題ペーパーだけは用意させていただいておりますが、御議論をいただいてまとめさせていただくことになります。

そして6月の 10 日前後の調査会で、全体の報告書の案を提示させていただき、御議論を深めていただくという形にさせていただきたいと思っております。

〇会長

さっきのもう一つの御質問の件ですが、私としてはできれば、例えば国のやるべきことをもう少し 浮き彫りにできればありがたいなと思っておるところです。あまり国が関与するべきでないところもた くさんあるんじゃないかと思いますので、どうぞ。

〇委員

ありがとうございます。いろいろ方向性を見ますと、国の中、特に各省庁でどういうことをということもありますし、また企業と大学とかそういう機関に関係することもあると思いますし、そうしますと

それがただ示してお手本だと、こういうふうな方向でやりなさいねということで、ただ言いっぱなしの性格のものと、それから積極的にやらないとうまくいきませんねというふうなものと、いろいろな性格のものがあると思います。それは何がいいとか悪いとかいうことではなくて、そこら辺が各機関、担当なり部署なりが、何をやればいいのか、ただそれに沿って事が起きたらそのように気を付ければいいのかとかが明確になればいいなというふうな希望でございます。

〇会長

御記憶かと思いますが、戦略会議で知的財産大綱をつくりましたが、それに併行するというか、 少し先んじる形で、井村議員が会長をしておられた当時のこの専門調査会でいろいろな御提案を いただいて、それが織り込まれていると私は認識しております。

最終的には、その戦略大綱はどこの省庁が、どことどこが担当して、200×年までにこれをつくると、新聞によってはもっと早くやれというようなコメントもございました。今度はこれは事務局長の荒井委員の方に最終的にはとりまとめしていただくことになりますが、やはりロードマップ、あるいは時間軸を含めたものをつくっていただくということではないかと思います。もしその辺何か御発言いただくことがありましたら、どうぞ。

〇委員

今、検討しておりますのは、今回つくります推進計画についても、阿部座長が当時まとめていた だいた戦略大綱のラインに沿って、時間をいつまでに、あるいはだれが、どこの役所が責任を持っ てやるかということを明示してつくっていきたいと思っております。

〇会長

そういうふうにおっしゃっていただいておりますので、この専門調査会としては、科学技術政策という面で是非その辺もいろいろ御示唆をいただいて、ここでどんどんお願いをしていったらいいのではないかと私は思っておりますが、よろしくお願いしたいと思います。

〇委員

公正取引委員会のこの資料をベースに教えていただきたい。先ほど阿部議員もおっしゃられた事前相談ということですね。それと5ページにあります、独禁法違反となりうる行為類型の中に例として、参入制限が合理的な理由なく拒否する場合とありますが、その合理的という定義がややあいまいと思われます。過去にはたくさん、合理的な理由で参入拒否して問題になったケースがあります。例えばフォード自動車が参入制限されたとき、合理的な理由、また技術力が劣るという理

由で拒否されたというのは有名な話です。

それから、先ほどの事前相談というのは、アメリカから見るとやはり日本はルール違反だという ふうになるわけですから、そういうのはトランスペアレンシーというか、それは国際的にはどういうふ うになっているかということを教えていただきたいと思います。

〇公正取引委員会

1点目の合理的な理由なくというのは、まさに個々のケースに応じて判断せざるを得ないと思います。技術的な理由、あるいは客観的に見て相当だというふうに考えられる事情というのは、まさに個々の技術の発展段階とか、市場の状況というものを見ながら判断せざるを得ないのではないかというふうに思います。

では、事前相談で例えばフォーラムならフォーラムの問題を扱うというときの事前相談の処理ですが、先ほど申しました、例えば携帯電話の例で言えば、日本でも公正取引委員会がいわゆるノーアクションレターという形で、オープンになる形で回答していますし、同じ問題についてアメリカでも反トラスト局がビジネスレビューレターというもので、同じパテントフォーマットについて回答をしているという形で、そこは割と足並みをそろえた形式を取っていると思います。

〇委員

さっきの技術的というその合理的な理由ですけれども、フォードが排斥されたときには、技術的に無理だという理由でやったのですね。ですから、なかなか難しいところだと思います。

〇公正取引委員会

容易でないというのは、もう御指摘のとおりです。

〇会長

ありがとうございました。

〇委員

前回もこの標準化という言葉について、基礎研究の場、製品化の場で、今回は製品化を中心に議論していると理解しました。その際に標準化を画一的に使うと、研究におけるいわゆる自由な発想に対する画一化という辺のところに絡むのではないかということを指摘しました。

今回のお話を聞いて、今度は製品化の場合において標準化と独禁法の話、それから公正取引の話はよくわかりました。そういう基本的な場の標準化を実現しながら、製品そのものを標準化

するかという、プロダクトの標準化ということについてコメントがあります。それはその標準化を通して更に次のフェーズでは、標準化と同時に多様性、個性化というのが強調されていると思います。 その辺のことについてもう少し分析していただく方がいいのではないかと、私は思っております。

これが、今回の議論の焦点になるかどうかわかりませんが、2か月ぐらい前にEUの東京オフィスのレセプションがあり、私も呼ばれて、製薬会社や自動車関係の方もこられました。そこで、医学の分野ではパーソナライズドメディシンというように共通であると同時に個性的な個別性が大事になってくるだろうといったら、自動車でも同じようで、今までのような規格品だけではなくて、更に個性的なニーズに答えるとことが非常に大事であるとい言われました。このように標準化と同時に、それを通していかに個性的なものをつくっていくかということも、非常に大事な局面になっていると思います。この辺のことはどのように考えられているのか、次の議題になるのか、まず標準化を議論してからいこうかとか、この辺について何かお考えがあるのでしたら、お聞きしたいと思います。

〇会長

私がお答えすると間違う可能性があるかもしれませんが、標準化と個性化は、標準化の中で競争が行われれば、個性化というのは両立することだと思います。標準化が非常にまずく進むと個性化を阻害するということもあるのかもしれません。自動車の話が出ましたが、私はうまく進んでいれば両立することではないかと思いましたが、むしろ業界の方に御説明をいただいた方が正確ではないかと思います。

〇委員

どのような主旨でそのように言われたのか、私もよくわかりませんが、自動車の標準化と申しますと、いわゆる排気ガスのレギュレーションとか、安全に関するレギュレーションというのがあります。 それらの基準を満足しなければいけないという規制です。そうすると、ある意味では同じような機能を持つものをつくるものですから、結果的には標準化に近い形になってしまいます。

ただ、商品として見た場合に、それは大事な機能ですが、デザインとかいろんな意味で、あとは性能とかという意味で変わってまいりますので、そういうことをおっしゃっているのかなというふうに思います。この燃料電池等がそういう形になっていくと、これもまたコストを下げるためにある意味での標準化が必要になりますので、そういう部分とそれぞれの性能を競い合うという個性化の部分との話なのかなと思いながら聞いておりました。

〇委員

私の言った個性化と標準化については説明不足だったと思いますので一言だけ補足させてい

ただきます。が、医学分野では個人に合うオーダーメード医療というのは、客観的な個人の個性に合わせたものと、それに合わせて個人がどういう治療法を選ぶかという好みの問題になります。この問題がごちゃごちゃになって議論されているかと思います。さっきの自動車の場合は共通性がある上で好みの問題を議論されたのだと思います。

私どもの医学では、井村先生とまだその辺までは議論を詰めていませんがパーソナライズメディシンというのは、個人個人の特性に合ったというような客観的なものであると我々は考えます。その上で個人がどういうものを選びたいかというときに、標準化が一本化だけに進んでしまうとほかに選べなくなってしまう、好みに合わせられないということもあり得るかもしれません。その辺がまだ実は区別されないままの状態だと思います。そこで標準化を画一的に使いますと、少し間違った方向にも動きかねないなということで、私は医学の中で標準化を議論する場合には少しケアフルにやらなければならないと感じています。

〇委員

今の御意見でいいのかもしれませんが、私が標準化の視点を入れるべきだと、知的財産権活動をやっていく上で非常に重要ですよと申し上げたのですが、例えば通信の分野で、例えば携帯電話を例に取りますと、どんな携帯電話にするにしろ、基本的な部分に共通に使う基盤になるというところがあります。そういうところは、標準化のコントリビューションが非常に重要です。一方においてそれを基にして、最終的な製品をつくるところで、ものすごく工夫の余地があります。そこでは標準とか規格とかは関係なく、製品の特徴づけのための知的財産はどんどん生まれますので、そこの重要性も忘れてはいけません。しかしながら、単に知的財産と全部をとらえるのではなくて、製品の中でお互い共通に使う部分等、標準化が重要な領域があります。知的財産に裏づけされた技術の標準化へ向けて頑張りましょうという意味で、ここの議論をとらえていただいた方がいいのではないかと思います。産業界では、そのような視点から主張しているつもりです。

〇会長

井村議員、何かございますか。

〇委員

それは委員がおっしゃったとおりに、一般的にパーソナライズドといった場合には、個人の好みではなくて、むしろ個人の遺伝的に特徴に応じて治療するということで使っているわけです。しかし、これからのゲノムの研究でどうなるかわかりませんが、やはり人間もある種のサブタイプに分かれてくると、そうするとそのサブタイプに応じた治療法を選択する。そこは極めて標準化される可能性

があるわけです。いわゆるエビデンス・ベースド・メディシンということになってきます。

だから、そこがどのぐらいのサブタイプに分かれるのかは、恐らくこれからのいろんな人種の遺伝子の研究によって変わってくるだろうと思います。ある意味で似ているところもあるのではなかろうかという気が、聞きながらしておりました。

〇会長

ありがとうございました。標準化というのが、日本ではいろんな意味で遅れているところもありますので、それを何とか推進しようということが強く出て資料ができておりますので、今日いろんな御意見をいただいたようなことで誤解を受けないような配慮をする必要があるかと思いますので、大変ありがたく存じ上げております。

引き続き、どなたでも結構ですが、どうぞ。

〇委員

多分標準化への、特に遅れているというと国際化的な取り組みだろうというところがやはり一番 中核ではないかと、どうも話を聞いていると思われます。

ただ、標準と技術発展は非常に難しい面があって、例えば先生方がおっしゃっているような公共な面ではなくて、例えばオーディオでCDの規格というのがありますね。CDの規格というのは、実はあるところで進歩を止めている面があるわけです。現在の技術で言えば、あの程度ではなくて、もっといい、高いレベルの音を録音することができるし、聞くことができると。しかし、そういう規格がいきわたるところによって1回止まってしまうわけです。これは別にみんなで標準を決めたわけでなくて、事実上の標準になってしまう。そういう問題というのは、常に生じるということは事実上の標準の残念な問題で、それはCDよりはDATの方が音は確実によいけれども、DATは普及しなかったというわけです。そういう問題が常にあることを念頭に置きながら、ただ本来の今日の議論に戻れば、国際的な取り組みの中でやはり日本が何回か煮え湯を飲んできた問題があります。どうもその中には、いろんな面での官・民の努力で、私はよく官の努力もありますが民の努力も、特に知的財産の国際的な保護でいきますと、例えばアメリカは企業も猛烈にあります。企業も猛烈にあるけれども、国も猛烈にある。やはりそういうところが、こういうところでもないと、もう少し国際的な標準でもって日本の技術を生かしていくということにならないのではないかというところが、私の印象で、この議論の核じゃないかと思います。

〇会長

おっしゃるとおりだろうと思います。

〇委員

国際標準というのは非常に大事です。つまり自分たちで生み出した新しい技術を、国際標準に持っていくことによって、日本の企業ですとか、大学とかの活性化が図られると思います。あるいは、新しいマーケットが国際標準によって築けるということが、1つの非常に大きなポイントだと思います。

今回、この資料1-2の2ページ目に、国際標準化が産業競争力に与える経済的な効果の分析など、標準化に関する研究を行うという1項が入ってきたというのは、非常に大事なことだと思います。例えば日本の中で生まれた技術が国際標準になったときの経済効果とか、あるいはもし国際標準にならなかったらどういうリスクが存在するのかとか、国際標準は大事だという一般的な話はよくありますが、案外それによってどれだけの経済効果があるかとか、客観的な尺度というのはほとんどない状況だと思います。ですから、標準化に関する研究がなされることは、非常によいことだと思います。

〇会長

ありがとうございました。どうぞ。

〇委員

標準化の方向性については、私は賛成ですが、常に標準化の議論をするときに、テーマとなるのは最先端技術だと思います。そこで特許制度、先ほど委員は官・民の民の努力ということを言われましたけれども、私は官の努力ということも強調したいと思います。

例えば、大学で再生医療の画期的な技術が幾つか生まれたとします。それが標準化に適している方向性のある技術なのかどうかは別にして、仮にそういったものを標準化という形で取り組んでいこうとしても、昨年だと特許にはならなかったわけです。これを私たちがいろいろな民間企業に御案内をしても、特許にならないからということで、余り積極的に取り組んでいただけないわけです。そうすると、この中でフォーラム規格なんていうことも生まれ得ないというようなことがあって、常にそういった最先端技術をいかに特許権として保護できるかという、ここのアクションが遅いと世界の中で、先ほど煮え湯を飲まされるという話がありますが、同じようなことの繰り返しになるのではないかという危惧があります。そこで委員がおっしゃったような、だれが、どう対処するかという、いつまでにアクションを起こすのかみたいなことは、非常に重要ではなかろうかというふうに思っております。

ありがとうございました。おっしゃるとおりだろうと思います。どうぞ。

〇委員

国際的な評価かどうかということですが、アメリカで行われているコンソーシアムの中で、海外の企業を排除するようなコンソーシアムもあります。その中ではそこで生まれた知的財産をメンバーが優先的に利用できるというようなことも図られているような形もあります。この標準化の施策の中に、日本において海外を排除してそういうふうにしていくというものも含まれて考えられておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

〇会長

大変難しい御質問でありますが、どうでしょう。あり得るかもしれないと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇委員

私は、その一番難しい問題に、専門ではないので何もお答えできませんが、少し国際政治学の考え方をお話しします。国際政治学の中で3つの視点があって、1つは国際的なソサエティとして見るか、これはイマニエル・カント的な考えです。技術の面に関しては、ややそういうカント的な、やはり国際標準をみんなで決めていこうとし、それの中にはやはり国際社会という全体的な前提がどこかにあります。

それから、もう一つは、バランス・オブ・パワー、勢力均衡といいますが、やはりみんな闘って、徒党を組んでバランスをつくるとやや安定的になるという考え方があります。

三つ目は、相互依存の考え方です。お互いに相互に依存しているので、そういう点では依存を示す形として、やはり共通の標準化を決めるとかです。だからどういうふうに相手あるいは国家を見るかというようなところの関係にはさまざまな見方があるということです。

〇会長

大変難しくて、今、薬師寺議員が言われたことがプリンシプルだと思いますが、現実の問題としては委員が言われたような場面が生じてくる可能性は、私はあり得ると思います。そういうときにどう対応していくかというのが、これは大山議員が言われた政治的な問題も含めて、日本の産業界も含めた国益の問題でもあります。それを余りエゴを持っていけば、結局日本にその球がもう一回飛んで返ってくることにもなるので、委員が言われたようなことを書いておくことは、少し危険なよう

な気がします。

〇委員

私も全くお答えすることはできないわけですが、現在の知的財産の各主要国の取っている戦略、それから更にそれを実際起業化していく上での標準化の問題、両方とも日本の国益を守るために、我々もやっていかないといけないと思っています。だからこそ、知的財産本部までできているわけです。

しかし、知的財産の在り方については、やはり常に問題があると思っております。それは、それが著しく世界のいろんな人たちの、福祉なり利益に相反することになると、これは最終的には今度はしっぺ返しが来る可能性があるわけです。

例えば、その端的な例がエイズの薬です。これをアフリカで、非常にたくさんのエイズの患者が 出ているとします。それに対して使う場合に、特許があるために非常に高くてアフリカの人が使えな いとしますと特許をやめてほしいということを言われるわけです。その中で、今、世界の大企業は 特定の地域だけに無償で供与するという形で対応しておりますが、それが本当にいい対応かどう かというのは、非常に問題があるわけです。

だから、そういう意味でやはり一方では、日本の国益を守るために、その戦略を進めていかないといけませんが、同時に非常に広い国際社会にどういう影響を及すかということは常に見ていかないといけないのではないかというふうに、私はお話を伺いながら感じました。

〇会長

ありがとうございました。どうぞ。

〇委員

今の関係は、私の理解はこの標準化の議論は、むしろ日本だけで国内標準をつくるのではなくて、国際標準をリードしてつくっていくのが日本の国益だという原点のアプローチだと思います。それがまた現に今の日本の産業界の状況だと思いますので、日本だけで外国を排除して標準化するというよりも、むしろいかに日本の優れた技術、そういうものをベースに標準化をつくっていくかというアプローチの方がいいのではないかと思います。

〇委員

委員がどういう視点で言われたのか、私もはっきりしませんが、やはり日本で生まれた新しい技術を国際標準にするという取組に関して、今まで余り国としてもきちんとした形でバックアップしてこ

なかったと思います。民間企業としては、当然のことながら熾烈な企業間競争のために、国際標準まで押し上げるという活動をやってきたわけですが、国全体としての動きというのが今まで不十分だったのではないかという気がします。ですから、きちんとてこ入れをしていくという取組は良いことだと思います。

企業活動においては、日本の企業だけで、例えばフォーラム規格が出来るかというと、必ずしも そうではなくて、私どもはことですが、アメリカの企業も一緒に巻き込んだ形でフォーラム規格をつく り、それを国際標準にもっていくということも現実的に行っています。大事な視点は、日本で生まれ た技術を国際標準にすることだと思います。

〇委員

説明が不足している点があるのかと思いますが、私も国際標準にしていくということが大事だということは、全く同感です。ただ、その手法として、アメリカなどではまず国内の標準といいますか、コンソーシアム等で標準化をした上で、それを国際標準に持っていきます。そのためには、コンソーシアム、あるいは国のお金等をそこに注ぎ込み、知的財産も含めて確保し、最終的には国際標準に向かうという動きを取っておるものです。

そういう意味で、国際標準化に向けた動きの中で、日本もそういうような動きを一つ視野に入れながら、最終的には国際標準に向けて動くべきではないかと思います。そういう点も、お考えでしょうかという意味で申し上げました。どうも失礼しました。

〇会長

余りこれだけにこだわっているのがいいかどうかわかりませんが、多分今おっしゃったように、国際標準に持っていくプロセスの中で、委員が最初に質問されたようなことが、まま起こるということをいろいろ心配されてのことではないかと思います。そういうことをミニマムにしていきながら、国際標準で他国を巻き込んでいければ非常にいいということだろうと思います。もしよろしければ別の視点でまた御発言いただきたいと思います。

〇委員

私ども、コンピュータ関係のソフトウェアの仕事をしておりますが、いわゆるITという分野において、特にまたソフトウェアという分野においては、日本は非常に経済的な面で、輸出と輸入という金額を御存じの方もたくさんいらっしゃると思いますが、世界というよりはアメリカと比べた場合に、大きな差があります。

当然その中において、やはりアメリカの方でのさまざまな標準、インターネットに関することである

とか、さまざまなものが標準化という名の下でいろんな活動をしています。日本の場合を考えましたら、そこに関係する企業や、その人材がないかというと必ずしもそうではないのですが、多くの場合がベンチャー企業と言われるようなところにいらっしゃる場合やいわゆるメーカーの、コンピュータのハードウェアを中心として、いわゆるコンピュータメーカーと言われる企業の研究所等にもおられます。しかしなかなかそういう方たちがソフトウェアの分野でアメリカまで出かけていって、その標準化団体の活動をする人が非常に少ないのが現状です。従来のエレクトロニクス関係、それから自動車関係含めて、日本の既に非常に巨大な企業さんの中でのかつての活動と比べましたら、実を申しましたらかなり厳しいところがあります。

何とかそこを、我が社もかなりな部分について参加させて、幾つかのテーマについて世界に遅れを取らないようにと、あるいは日本語とかアジア語圏についてのいろんなテーマを常にウォッチをして、ありとあらゆるところに出かけさせております。しかし実を申しましたら、そういう人材とか、コストの面とか、どういうことが全世界で行われているかということを、もう少し世の中にアピールするような場も1つの企業体ではなくて、経済産業省なり、何かそういうのがあって、こういうことをやっているということ欲しいがと思います。IT分野では非常に新しい流れが次から次へと出てきております。例えば、文書フォーマットの標準化とか、従来の特許とかそういうこととはまた違った著作権であるとか、あるいは、デファクトスタンダードの更に次をねらうような人たちが集まって、ヨーロッパも含めていろいろな活動を行っておりますので、そういう点について活動の内容を表明するようなところ、それから何か経済的なバックアップであるとか、あるいはそういう人たちが国の機関への出向者として出かけるようなことができれば、もっともっと活発に活動ができるのではないかなというふうにも思います。

〇会長

多分今の日本の現状について、今おっしゃったようなことであるがゆえに、この専門調査会の役割があるのだろうと思います。今おっしゃった中にも、国の役割とか、業界の役割とか、連合した役割とか、いろんなところが積極的に活動できるような仕組みをつくっていくということの御指摘だろうと思いますが、その辺についてまたいろいろお知恵を拝借できればと思います。

ほかにいかがでしょうか。もしよろしければ、今日は大変貴重な御意見を、資料1-1、1-2についてお寄せていただきましたので、今日の御意見を基にしまして、いろんな配慮も含めて事務局の方で頑張ってもらいたいと思いますが、事務局で何かこれについて発言はよろしいですか。

〇事務局

はい。

それでは、そうさせていただきまして、これをさっきのお話だとこの次のときにもう一回出していただくことになるわけですね。そこでできればとりあえずのまとめをしたいということでしたので、事務局大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。 それでは、次に、時間も迫ってまいりましたが、実は本調査会として 21 日の知的財産戦略本部会議に、もう一つ大学の知財関係について、御意見を賜ればということで、事務局の方で資料3を用意してくれましたので、これについて最初に事務局から説明をしていただきたいと思います。

〇事務局

(資料3に沿って説明)

〇会長

ありがとうございました。この大学等の、等というのは国立研究機関、独立行政法人等が入っていると理解しておりますが、知的財産活動管理体制については、井村会長の時代に、といっても去年ですが、この専門調査会でいろいろと御議論をいただいて、問題提起をしていただいているものがかなりここにオーバーラップして含まれているわけです。刻々として動いておりますので、大学における知的財産創出については、ここにありますように、こういった程度の動きが出てきているわけですが、これに対して、まだまだ不十分であるというお考えもありますし、またさまざまな期待・要望があるわけです。また国立大学の法人化は現在国会で審議中で、順調にいけば来年の4月からは法人化されるわけですので、それに向けてまた更に一歩進めた大学の知的財産活動への期待があるわけで、そういうことについて前回の井村会長時代の継続として、いろいろと提言をしていくというように理解をしております。

今日は時間がございませんので、さっき事務局からお願いをしましたが、20 日ごろまでにメモか何かでこれについて御意見等をいただて、とりあえず21日に間に合わさせていただいて、その後また改めて御議論をいただく機会をつくらせていただきたいと思っているところであります。

井村議員、何かこの点についてございますか。

〇委員

今、会長がお話になりましたように、昨年かなり御議論をいただいて、一応のまとめをしております。しかし、その後いろんな状況が変化してきておりますから、もう一度再検討をしていただいて、 現時点でのまとめをしていただくということは、意味があるのではないかというふうに思います。ただ 次回もし議論するのなら、前回の資料も一緒に付けていただいて、その中でもうかなり議論しているところは省いてしまって、新しいところを少し議論していただくようにした方がいいのではないかと思います。

ちょっと見せていただいていると、やはり人材育成というのはかなり重要だと思いますので、そこをどういうふうに書き込むのかということ、それから直接知財に関係しないけれども、やはり知財の教育は、例えば工学部とか医学部とか関連のところでは、一応やる必要があるだろうということでそういう教育の問題があります。

それから、大学の権利化できないような知的財産がたくさんあると思いますが、そういうものをどのように取り扱うのか、これは前回も必ずしも十分議論できなかったと思っております。

この前も、ある外資系の製薬企業が来て、製薬の方でもこのごろあらゆる材料を全部自分のところでそろえることはとてもできないので、大学と契約して材料をもらうこととしています。それに対して一定の対価を払うということで、全世界でやってきていますが、日本の大学に行ったらどの大学も全然取り合ってくれないということを言っておりました。勿論その対価はたいしたものではないと思いますが、例えばある細胞とか、ある遺伝子とかを製薬企業が使うときに、大学と契約を結んで、それで対価を払ってやりたいということを言っており、やっと産総研とだけ今度契約できたということを言っておりました。だから、そういったこともこれから非常に大事になってくるし、そういうものを大学が守っていかないと、この前の理研のような事件が起こったりするわけですので、その辺りは前回十分議論できてなかったと思いますので、是非考えていただきたいと思います。

〇会長

ありがとうございました。本日は時間の関係でお願いだけということにさせていただきますが、今、 井村前会長からも話がありましたので、継続して取り上げていきたいと思います。

最後に1つだけ御報告を申し上げたいとことがございます。それは、特許法第35条の職務発明 規定につきまして、産業界の方から一度定めた対価の額の安定性が損なわれるとして、規定の 見直しの議論が提起されておりました。2日ほど前に日本経団連と総合科学技術会議の細田大 臣を中心とした会合がありまして、その中でもかなり強く要望があった件です。

実はこれにつきましては、経済産業省の方で取り組みをしていただいておりまして、それは荒井委員のお仕事とも関連がありますが、知的財産戦略大綱において 2003 年度中に結論を得ると指摘がなされているということもあったからだと思いますが、経済産業省の産業構造審議会の中で御議論をいただいておりまして、現在御検討中だそうです。 そういうことですので、この本専門調査会としてはその検討状況を拝見させていただきながら、必要に応じて総合科学技術会議として意見を出すべきである場合には申し上げるということで、とりあえず経済産業省の方の御検討

を見守らせていただくということにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

産業界の方は、もう既にこういうことが日本経団連からお話になっていることをお聞きになっている方もおられるかもしれませんので、御報告をさせていただきたいと思います。 以上でございますが、この件について何か御質問ございますか。

それでは、今後の予定等につきまして、改めて事務局から説明をお願いしたいと思います。

〇事務局

次回、第 13 回は、5月 29 日の木曜日、午後2時~4時というふうに予定をさせていただいております。

その次の第 14回につきましては、今、6月の9日の週のどこかでお時間を取らせていただきたいというふうに考えておりますが、皆様方の御予定等を踏まえますと、時間が若干ずれ込むこともございますので、御了承いただきたいと思います。できるだけ早い時期に事務局の方から日程を固定させて、御連絡をさせていただきたいといふうに思っております。

〇会長

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了させていただきます。 長時間ありがとうございました。

以上